

## 千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
- 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

|             |                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気環境部会      | 1 大気環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 交通環境対策に係る重要な事項に関する事<br>3 悪臭防止に係る重要な事項に関する事<br>4 騒音防止に係る重要な事項に関する事<br>5 振動防止に係る重要な事項に関する事 |
| 水環境部会       | 1 水環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関する事                                            |
| 廃棄物・リサイクル部会 | 1 廃棄物処理に係る重要な事項に関する事<br>2 資源循環の推進に係る重要な事項に関する事                                                                       |
| 自然環境部会      | 1 自然環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 自然公園に係る重要な事項に関する事                                                                        |
| 鳥獣部会        | 1 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要な事項に関する事<br>2 特定外来生物に係る重要な事項に関する事                                                             |
| 温泉部会        | 1 温泉に係る重要な事項に関する事                                                                                                    |
| 企画政策部会      | 1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関する事<br>2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関する事<br>3 環境学習に係る重要な事項に関する事                              |

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会是小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

- 2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

（特別委員、専門委員及び臨時委員）

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

- 2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

- 5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

- 2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

## 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）

第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

| 小委員会の名称   | 所掌事務              |
|-----------|-------------------|
| ニホンザル小委員会 | ニホンザルの保護管理に関すること。 |
| ニホンジカ小委員会 | ニホンジカの保護管理に関すること。 |
| イノシシ小委員会  | イノシシの管理に関すること。    |
| アカゲザル小委員会 | アカゲザルの防除に関すること。   |
| キョン小委員会   | キョンの防除に関すること。     |
| アライグマ小委員会 | アライグマの防除に関すること。   |

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外の小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 第二種特定鳥獣管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

|    |                   |                    |
|----|-------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和三三年 四月 一日条例第五号  | 昭和三三年 四月一八日条例第一五号  |
|    | 昭和三三年 七月二九日条例第二五号 | 昭和三三年 九月三〇日条例第二七号  |
|    | 昭和三三年一二月二五日条例第三四号 | 昭和三四年 三月三十一日条例第一五号 |
|    | 昭和三四年 七月 一日条例第二四号 | 昭和三四年 七月 一日条例第二五号  |
|    | 昭和三四年一〇月 八日条例第三三号 | 昭和三四年一二月二六日条例第四〇号  |
|    | 昭和三五年 四月 一日条例第一三号 | 昭和三五年 四月 一日条例第一五号  |
|    | 昭和三五年 七月一六日条例第二六号 | 昭和三五年一〇月一四日条例第三七号  |
|    | 昭和三六年 七月二九日条例第二六号 | 昭和三六年一〇月三十一日条例第三一号 |
|    | 昭和三六年一二月二二日条例第四五号 | 昭和三七年 三月三〇日条例第一号   |
|    | 昭和三七年 八月 一日条例第二〇号 | 昭和三七年一二月 一日条例第三〇号  |
|    | 昭和三八年 一月一〇日条例第一号  | 昭和三八年 四月 一日条例第一七号  |
|    | 昭和三八年 六月 一日条例第二八号 | 昭和三八年 八月 一日条例第三二号  |
|    | 昭和三八年一〇月一〇日条例第四七号 | 昭和三八年一二月二五日条例第五九号  |
|    | 昭和三九年 四月 一日条例第三二号 | 昭和三九年 八月 一日条例第四七号  |
|    | 昭和三九年一〇月二六日条例第六〇号 | 昭和四〇年 四月 一日条例第二五号  |
|    | 昭和四〇年 八月 二日条例第三五号 | 昭和四一年 四月 一日条例第七号   |
|    | 昭和四一年一〇月二一日条例第四〇号 | 昭和四二年 三月一七日条例第九号   |
|    | 昭和四二年一二月二六日条例第四三号 | 昭和四二年一二月二六日条例第四九号  |
|    | 昭和四二年一二月二六日条例第五五号 | 昭和四三年 三月三〇日条例第六号   |
|    | 昭和四四年 三月二八日条例第六号  | 昭和四四年 三月二八日条例第一一号  |
|    | 昭和四四年一〇月一五日条例第五二号 | 昭和四五年 四月 一日条例第二一号  |
|    | 昭和四五年一〇月一五日条例第四九号 | 昭和四六年 三月一五日条例第四号   |
|    | 昭和四六年 五月一五日条例第二九号 | 昭和四六年 七月二一日条例第三四号  |
|    | 昭和四六年 七月二一日条例第四四号 | 昭和四六年一〇月二五日条例第四七号  |
|    | 昭和四六年一二月二五日条例第七〇号 | 昭和四七年 三月三〇日条例第五号   |
|    | 昭和四七年 七月一五日条例第二四号 | 昭和四八年 四月 一日条例第六号   |
|    | 昭和四八年 七月 五日条例第二七号 | 昭和四八年一二月二六日条例第五八号  |
|    | 昭和四九年 三月三〇日条例第一号  | 昭和四九年 三月三〇日条例第九号   |
|    | 昭和四九年 八月 一日条例第四三号 | 昭和四九年一〇月二一日条例第五七号  |
|    | 昭和五〇年 三月一七日条例第四号  | 昭和五〇年 七月二一日条例第三六号  |
|    | 昭和五〇年一〇月二一日条例第三九号 | 昭和五一年一〇月二一日条例第三〇号  |
|    | 昭和五二年 三月三〇日条例第一号  | 昭和五四年 三月一二日条例第三号   |
|    | 昭和五六年 三月二四日条例第一二号 | 昭和五八年 三月一六日条例第四号   |
|    | 昭和六〇年 二月二七日条例第七号  | 昭和六〇年一二月二三日条例第三三号  |
|    | 昭和六〇年一二月二三日条例第四一号 | 昭和六一年 三月二八日条例第三号   |
|    | 昭和六二年 三月一〇日条例第四号  | 昭和六三年 三月二八日条例第三号   |
|    | 昭和六三年 三月二八日条例第一〇号 | 昭和六三年 三月二八日条例第一八号  |
|    | 昭和六三年 三月二八日条例第一九号 | 昭和六三年一〇月一八日条例第三一号  |
|    | 平成 二年一〇月一五日条例第三八号 | 平成 三年 二月二二日条例第二号   |
|    | 平成 三年 三月 七日条例第八号  | 平成 四年 三月二六日条例第五号   |
|    | 平成 五年 二月一八日条例第一号  | 平成 五年 二月一八日条例第三号   |
|    | 平成 五年一〇月一九日条例第三六号 | 平成 六年 三月二九日条例第三号   |
|    | 平成 六年 七月一五日条例第二四号 | 平成 六年一〇月一四日条例第三〇号  |
|    | 平成 七年 三月一〇日条例第七号  | 平成 七年一〇月一三日条例第六五号  |





第二節 各部（第七条―第十一条）

第三章 出先機関

第一節 削除

第二節 行政機関

第一款 設置（第十五条）

第二款 各行政機関

第一目 地域振興事務所（第十五条の二・第十五条の三）

第一目の二 県税事務所（第十五条の四・第十五条の五）

第一目の三 自動車税事務所（第十六条・第十六条の二）

第一目の四 健康福祉センター（第十六条の三・第十七条）

第二目 児童相談所（第十八条・第十九条）

第二目の二 精神保健福祉センター（第十九条の二・第十九条の三）

第二目の三 動物愛護センター（第十九条の四・第十九条の五）

第二目の四 食肉衛生検査所（第十九条の六・第十九条の七）

第三目 計量検定所（第二十条・第二十一条）

第三目の二 農業事務所（第二十一条の二・第二十一条の三）

第四目 家畜保健衛生所（第二十二条・第二十三条）

第五目 病虫害防除所（第二十三条の二・第二十三条の三）

第六目 林業事務所（第二十三条の四・第二十三条の五）

第七目 水産事務所（第二十三条の六・第二十三条の七）

第八目 漁港事務所（第二十三条の八・第二十三条の九）

第九目 土木事務所（第二十三条の十・第二十三条の十一）

第十目 港湾事務所（第二十三条の十二・第二十三条の十三）

第三節 削除

第四節 その他の出先機関（第二十七条）

第四章 附属機関（第二十八条―第三十六条）

第五章 補則（第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、法令に特別の定あるものを除き、知事の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織の分類）

第二条 前条の組織を本庁、出先機関及び附属機関に分類する。

（本庁）

第三条 本庁とは、部（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百五十八条第一項後段の規定により設置される内部組織をいう。以下同じ。）並びに課及び課に相当するもの（同項に規定する内部組織のうち、部以外の内部組織であつて部の下に設けられるものをいう。次条第二号において同じ。）をいう。

全部改正〔平成一五年条例五五号〕、一部改正〔平成一五年条例七一号・二二年五一号・二四年六号〕

（出先機関）

第四条 出先機関とは、本庁及び附属機関以外の次に掲げる機関をいう。

一 法第百五十六条及び法附則第四条第二項の規定により設置される行政機関

二 前号に掲げるもののほか、法第百五十八条第一項の規定により設置される内部組織（部並びに課及び課に相当するものを除く。第三章第四節において「その他の出先機関」という。）

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三八年四七号・三九年三二号・四七号・六〇年七号・平成一五年五五号・七一号〕

（附属機関）

第五条 附属機関とは、法第百三十八条の四第三項の規定により設置される審査会、審議会、調査会

等の機関をいう。

#### 第四章 附属機関

##### (設置等)

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、県に、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、千葉県麻薬中毒審査会を置くものとする。
- 3 社会福祉法第十二条第一項の規定により、千葉県社会福祉審議会（同法第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる。
- 4 千葉県がん対策審議会に、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二条第二項及び第四項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第三項（同令第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を具申させ、並びにがんの早期発見及び治療の普及を図るために必要な調査研究を行い、これらに関して必要と認める事項を知事に答申し、又は建議させる。
- 5 千葉県指定難病審査会に、次の各号に掲げる事務を担当させるものとする。
  - 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定及び同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明に関し、知事が必要と認める事項について意見を具申すること。
  - 二 特定疾患に関する事業の実施について意見を具申すること。
  - 三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）に基づいて肝炎患者（肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者を含む。）に対し医療費を助成する事業における対象患者の認定等に関する事項について審査すること。
- 6 千葉県小児慢性特定疾病審査会に、児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に関し知事が必要と認める事項について意見を具申させ、並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事項を審査させる。
- 7 千葉県開発審査会に、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）第三条第三項（同条第六項（第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を具申させる。

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三九年三二号・六〇年三三号・平成二年三八号・八年二六号・一二年一〇号・五三号・六九号・一五年九号・七一号・一九年一一号・二六年四四号・二七年六五号・三〇年四七号・令和三年四四号・四年四四号・六年三号〕

##### (組織等)

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

- 2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三九年三二号・六〇年三三号・平成一七年一三号・一九年一一号〕

##### (会長及び副会長)

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

一部改正〔昭和三九年条例三二号・平成一八年七号〕

(委員の任命等)

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

(会議)

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号・平成一九年一一号〕

(合議体)

第三十二条の二 千葉県介護保険審査会に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八十九条第三項に規定する同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

追加〔平成二六年条例七号〕

(部会)

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、第三十二条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

追加〔昭和三六年条例三一号〕、一部改正〔昭和三十九年条例三二号・平成一九年一一号・二六年七号〕

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

(規則への委任)

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

(特例)

第三十六条 この章の規定にかかわらず、法第三百三十八条の四第三項の規定により設置される千葉県特別職報酬等審議会の設置、組織及び運営、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十五条の二第一項の規定により設置される千葉県地方港湾審議会の設置、組織及び運営、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項及び第二十五条の規定により設置される博物館協議会の設置、組織及び運営、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の規定により設置される千葉県防災会議の組織及び運営、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第一項の規定により設置される千葉県都市計画審議会の組織及び運営、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定により設置される千葉県土地利用審査会の組織及び運営、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十七条第一項の規定により設置される千葉県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営、武力攻撃事態等にお

ける国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第一項の規定により設置される千葉県国民保護協議会の組織及び運営、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定により設置される千葉県行政不服審査会の組織及び運営並びに法第百三十八条の四第三項、行政不服審査法第八十一条第一項及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項の規定により設置される千葉県個人情報保護審議会の担任する事務、組織及び運営については、それぞれ千葉県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年千葉県条例第四十四号）、千葉県地方港湾審議会条例（昭和四十九年千葉県条例第四十三号）、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）、千葉県防災会議条例（昭和三十七年千葉県条例第三十七号）、千葉県都市計画審議会条例（昭和四十四年千葉県条例第六号）、千葉県土地利用審査会条例（昭和四十九年千葉県条例第五十四号）、千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和五十一年千葉県条例第三十号）、千葉県国民保護協議会条例（平成十七年千葉県条例第六号）、千葉県行政不服審査会条例（平成二十八年千葉県条例第五号）及び千葉県個人情報保護審議会条例（令和四年千葉県条例第三十八号）に定めるところによる。

注 令和六年三月二二日条例第九号で、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第一〇号の政令で定める日から施行

第三十六条中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

全部改正〔昭和四四年条例六号〕、一部改正〔昭和四九年条例四三号・五七号・五一年三〇号・平成一二年一〇号・一三年一七号・一四年七号・一七年六号・二七号・一〇六号・二八年五号・令和四年一号・三八号・五年一六号〕

第五章 補則

（知事への委任）

第三十七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

別表第一

| 名称       | 位置  | 所管区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央県税事務所  | 千葉市 | 千葉市（千葉西県税事務所の所管区域を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 千葉西県税事務所 | 千葉市 | 千葉市花見川区（西小中台、宮野木台一丁目、宮野木台二丁目、宮野木台三丁目及び宮野木台四丁目を除く。）、稲毛区（小深町、山王町、長沼町、長沼原町及び六方町に限る。）及び美浜区（磯辺一丁目、磯辺二丁目、磯辺三丁目、磯辺四丁目、磯辺五丁目、磯辺六丁目、磯辺七丁目、磯辺八丁目、打瀬一丁目、打瀬二丁目、打瀬三丁目、豊砂、中瀬一丁目、中瀬二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、ひび野一丁目、ひび野二丁目、幕張西一丁目、幕張西二丁目、幕張西三丁目、幕張西四丁目、幕張西五丁目、幕張西六丁目、真砂一丁目、真砂二丁目、真砂三丁目、真砂四丁目、真砂五丁目、美浜、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目に限る。）、習志野市並びに八千代市 |
| 船橋県税事務所  | 船橋市 | 市川市、船橋市及び浦安市                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 松戸県税事務所  | 松戸市 | 松戸市、流山市及び鎌ケ谷市                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|          |      |                                     |
|----------|------|-------------------------------------|
| 柏県税事務所   | 柏市   | 野田市、柏市及び我孫子市                        |
| 佐倉県税事務所  | 佐倉市  | 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡 |
| 香取県税事務所  | 香取市  | 香取市及び香取郡                            |
| 旭県税事務所   | 旭市   | 銚子市、旭市及び匝瑳市                         |
| 東金県税事務所  | 東金市  | 東金市、山武市及び大網白里市並びに山武郡                |
| 茂原県税事務所  | 茂原市  | 茂原市、勝浦市及びいすみ市並びに長生郡及び夷隅郡            |
| 館山県税事務所  | 館山市  | 館山市、鴨川市及び南房総市並びに安房郡                 |
| 木更津県税事務所 | 木更津市 | 木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市                  |
| 市原県税事務所  | 市原市  | 市原市                                 |

全部改正〔平成一五年条例七一号〕、一部改正〔平成一七年条例四四号・四九号・一〇一号・一〇六号・二四年一〇一号〕

別表第二

| 附属機関名          | 担任する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県公務災害等認定委員会  | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等の認定に関し審議すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 千葉県公務災害補償等審査会  | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の実施に係る審査の申立てについて審査し、裁定すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 千葉県行政改革審議会     | 知事の諮問に応じ、行政改革の推進に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 千葉県コンプライアンス委員会 | <p>一 知事に対し、次に掲げる事項について意見を具申すること。</p> <p>イ 千葉県職員倫理条例(平成三十年千葉県条例第五十九号。以下「職員倫理条例」という。)第五条第一項に規定する職員倫理規則の制定又は改廃</p> <p>ロ 知事の権限に属する事務の管理及び執行が法令並びに条例及び規則その他の規程に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために必要な事項</p> <p>二 任命権者に対し、次に掲げる事項について意見を具申すること。</p> <p>イ 職員倫理条例第五条第一項に規定する職員倫理規則及び同条第三項に規定する規程を遵守するための体制の整備及び研修</p> <p>ロ 職員倫理条例第六条から第八条までに規定する贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の内容に関する事項</p> <p>ハ その他職員の職務に係る倫理の保持を図るために監督上必要な措置</p> |
| 千葉県情報公開審査会     | 千葉県情報公開条例(平成十二年千葉県条例第六十五号)第二十一条第一項及び千葉県議会情報公開条例(平成十三年千葉県条例第四十九号)第二十二条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること及び意見を具申すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 千葉県情報公開推進会議    | 情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 千葉県いじめ重大事態再調査  | いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会                     | 八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した旨の報告及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果（以下「調査結果」という。）についての調査に関し意見を具申し、並びに調査結果に関し知事が必要と認める事項を調査すること並びに千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第三十一号）第二十二條第三項の規定により、重大事態への対処のため必要な調査を行うこと。                                        |
| 千葉県水道事業運営審議会          | 県営水道事業の運営に関する重要事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                                                                                                                     |
| 千葉県消費者行政審議会           | 消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に関する重要事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること並びに千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第二十七條第一項の規定によるあつせん及び調停を行い、並びに同条例第二十八條の規定による訴訟の援助について審議すること。                                                                    |
| 健康福祉センター運営協議会         | 健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。                                                                                                                                                                                      |
| 千葉県衛生研究所等疫学倫理審査委員会    | 千葉県衛生研究所並びに健康福祉センター及び千葉県精神保健福祉センターにおける疫学研究について、倫理的観点及び科学的観点から審査すること。                                                                                                                                                                       |
| 千葉県原子爆弾被爆者健康管理手当等審査会  | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第三項の規定による被爆者健康手帳の交付（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）別表第三に掲げる区域内に在つた者に係るものに限る。）及び同法第三章第四節に規定する手当の支給の認定に関し必要と認める事項を審査すること。                                                                             |
| 千葉県歯・口腔（くう）保健審議会      | 歯・口腔（くう）の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                                                                                                            |
| 千葉県子ども・子育て会議          | 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二條第五項の規定による意見を具申し、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項の規定による意見を具申し、並びに幼保連携型認定こども園に関し知事が必要と認める事項について調査審議すること。 |
| 千葉県地方精神保健福祉審議会        | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条第一項に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議すること。                                                                                                                                                                                |
| 千葉県障害者介護給付費等不服審査会     | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第九十八條第一項及び児童福祉法第五十六條の五の五第二項において読み替えて準用する障害者総合支援法第九十八條第一項に規定する審査請求の事件を取り扱うこと。                                                                                                   |
| 千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 | 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第十四條第二項、第十六條第二項及び第三十一條第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三條第一項の規定による助言                                                                                                                                                       |

|                  |                                                                                                                                                               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。 |
| 千葉県周産期医療審議会      | 周産期医療の体制の整備に関する重要事項について調査審議すること。                                                                                                                              |
| 千葉県救急・災害医療審議会    | 救急医療及び災害医療の体制の整備に関する重要事項について調査審議すること。                                                                                                                         |
| 千葉県薬事審議会         | 医薬品等の取扱いの適正に関する事項、毒物、劇物等による危害の防止に関する事項その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること。                                                                                      |
| 千葉県食品等安全・安心協議会   | 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成十八年千葉県条例第三十四号）第一条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                         |
| 千葉県公害審査会         | 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十四条の規定による公害に係る紛争及び千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第六十一条第一項の規定による地下水位の著しい低下に係る紛争を処理すること。                                                          |
| 千葉県環境影響評価委員会     | 知事の諮問に応じ、千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。                                                             |
| 千葉県感染症対策審議会      | 感染症予防対策、感染症の医療及び予防接種に関する調査及び審議を行い、これらに関して必要な事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                               |
| 千葉県地質環境対策審議会     | 地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について調査審議すること。                                                                                                                      |
| 千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第三項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十五条の二第三項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見を具申し、並びに廃棄物処理施設に関し知事が必要と認める事項について調査審議すること。  |
| 千葉県青少年問題協議会      | 県内における青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、並びにその施策の適正な実施を期するために必要な関係機関相互の連絡調整を図ること並びに千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）第二十四条の規定により知事から諮問された事項について調査審議し、答申すること。 |
| 千葉県スポーツ推進審議会     | スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十五条前段の規定による意見を具申すること。                                                                                    |
| 千葉県大規模小売店舗立地審議会  | 知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項に規定する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見及び同法第九条第一項の規定による勧告について調査審議し、答申すること。                                                   |

|                    |                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県土石採取対策審議会       | 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第三条第一項に規定する採取計画の認可（砂利採取法第十六条に規定する河川区域等に係る採取計画の認可を除く。）の審査の基本的な方針その他岩石、砂利及び土（以下「土石」という。）の採取に関し必要な事項について知事に建議すること。 |
| 千葉県労働施策審議会         | 知事の諮問に応じ、雇用及び就業の促進、職業能力の開発その他の労働関係諸施策に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を知事に建議すること。                                                                                                              |
| 千葉県農政審議会           | 農業に関する基本的施策（農村地域への工業等の導入に関する重要事項を含む。）について総合的に調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                                           |
| 千葉県農林公共事業評価審議会     | 知事の諮問に応じ、農業及び林業に係る公共事業の事前評価、再評価及び事後評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                                    |
| 千葉県水産公共事業評価審議会     | 知事の諮問に応じ、水産業に係る公共事業の事前評価、再評価及び事後評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                                       |
| 千葉県水産振興審議会         | 水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。                                                                                        |
| 千葉県県土整備公共事業評価審議会   | 知事の諮問に応じ、県土整備部が所管する公共事業の事前評価、再評価及び事後評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                                   |
| 千葉県公共工事総合評価審議会     | 知事の諮問に応じ、公共工事の品質確保の促進を図るための総合評価方式の活用及び改善に関する重要事項について調査審議すること。                                                                                                                               |
| 千葉県建設業審議会          | 知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議すること。                                                                                                                                                           |
| 千葉県入札監視委員会         | 知事、教育委員会又は公営企業管理者（以下「知事等」という。）の諮問に応じ、公共工事の入札及び契約並びに成績の評定に係る苦情の処理に関する事項について調査審議し、並びに答申すること並びに公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに公正な競争を促進するための事項について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を知事等に建議すること。      |
| 千葉県政府調達苦情審議会       | 県が行う調達（政府調達に関する協定の対象となるものに限る。）に係る供給者からの苦情の処理に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                             |
| 千葉県地価調査委員会         | 知事の諮問に応じ、国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項に規定する標準価格の判定に関する重要事項を調査審議すること。                                                                                                                    |
| 千葉県水防協議会           | 知事の諮問に応じ、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議し、答申すること。                                                                                                                                                    |
| 千葉県保管プレジャーボート処理委員会 | 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第十二条第四項の規定により、諮問に応じてプレジャーボートの廃棄に関する事項を調査審議し、答申すること。                                                                                                               |
| 千葉県屋外広告物審議会        | 屋外広告物に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。                                                                                                                                            |
| 千葉県景観審議会           | 良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に関する重要事                                                                                                                                                                |



|  |                                        |
|--|----------------------------------------|
|  | 項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。 |
|--|----------------------------------------|

備考 健康福祉センター運営協議会は健康福祉センターに置き、その名称には健康福祉センターの名称を冠する。

一部改正〔昭和三二年条例五号・二五号・二七号・三四年一五号・三三号・三五年一五号・三六年二六号・三一号・四五号・三七年二〇号・三八年一号・一七号・三二号・五九号・三九年三二号・四七号・六〇号・四一年七号・四〇号・四二年四三号・五五号・四四年一一号・五二号・四五年二一号・四九号・四六年四号・七〇号・四七年二四号・四八年六号・二七号・五八号・四九年一号・九号・四三号・五七号・五〇年三六号・三九号・五四年三号・五八年四号・六〇年七号・六三年三号・一〇号・三一号・平成三年八号・五年一号・七年七号・九年二号・一〇年二号・二六号・一一年五号・五三号・一二年一〇号・六五号・一三年六号・一七号・四九号・一四年七号・一九号・四一号・一五年九号・一六年六四号・一七年一三号・一八年七号・三四号・五二号・五四号・一九年一十一号・七二号・二〇年三号・六号・二一年九号・二二年二四号・五十一号・二四年六号・二五年二三号・三二号・二六年七号・四四号・二七年一五号・六五号・二八年一五号・三二号・五〇号・二九年二一号・三〇年一六号・五九号・令和元年二八号・四年一号・三八号〕

別表第三

| 附属機関名              | 組織                | 委員の構成                                                                                            | 定数                   | 任期 |
|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 千葉県公務災害等認定委員会      | 委員長<br>委員         | 学識経験を有する者                                                                                        | 五人                   | 三年 |
| 千葉県公務災害補償等審査会      | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                                        | 三人                   | 三年 |
| 千葉県行政改革審議会         | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                                        | 十人以内                 | 二年 |
| 千葉県コンプライアンス委員会     | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                                        | 五人以内                 | 二年 |
| 千葉県情報公開審査会         | 委員長<br>委員         | 学識経験を有する者                                                                                        | 七人                   | 二年 |
| 千葉県情報公開推進会議        | 会長<br>委員          | 一 学識経験を有する者<br>二 住民の代表者                                                                          | 五人以内<br>十人以内         | 二年 |
| 千葉県いじめ重大事態再調査会     | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                                        | 五人以内                 | 二年 |
| 千葉県水道事業運営審議会       | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 県議会議員<br>三 住民の代表者                                                               | 二十五人以内               | 二年 |
| 千葉県消費者行政審議会        | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 消費者を代表する者<br>三 事業者を代表する者                                                        | 十人以内<br>五人以内<br>五人以内 | 二年 |
| 健康福祉センター運営協議会      | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 市及び町村の代表者<br>二 関係行政機関の代表者<br>三 医療関係団体の代表者<br>四 福祉関係団体の代表者<br>五 学識経験を有する者<br>六 その他の関係機関及び団体の代表者 | 三十人以内                | 二年 |
| 千葉県衛生研究所等疫学倫理審査委員会 | 委員長<br>副委員長<br>委員 | 学識経験を有する者                                                                                        | 六人以内                 | 二年 |

|                       |                   |                                                                                                                                                                                           |       |    |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| 千葉県原子爆弾被爆者健康管理手当等審査会  | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                                                                                                                                 | 三人    | 二年 |
| 千葉県歯・口腔（くう）保健審議会      | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 市町村を代表する者<br>二 保健医療福祉関係者を代表する者<br>三 教育関係者を代表する者<br>四 事業者又は保険者を代表する者<br>五 学識経験を有する者                                                                                                      | 十五人以内 | 二年 |
| 千葉県子ども・子育て会議          | 会長<br>委員          | 一 子どもの保護者<br>二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者<br>三 学識経験を有する者<br>四 その他の関係機関及び団体を代表する者                                                                                                               | 十六人以内 | 二年 |
| 千葉県地方精神保健福祉審議会        | 会長<br>委員          | 一 学識経験を有する者<br>二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者<br>三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者                                                                                                | 二十人以内 | 三年 |
| 千葉県障害者介護給付費等不服審査会     | 会長<br>委員          | 人格が高潔であつて、障害者総合支援法第十九条第一項に規定する介護給付費等若しくは障害者総合支援法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等又は児童福祉法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者総合支援法第二条第一項第一号に規定する障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者 | 二十人以内 | 三年 |
| 千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 | 委員長<br>副委員長<br>委員 | 一 障害のある人<br>二 県議会議員<br>三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者                                                                                                                  | 二十人以内 | 二年 |
| 千葉県周産期医療審議会           | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 医療機関を代表する者<br>三 医療関係団体を代表する者<br>四 関係行政機関を代表する者                                                                                                                           | 二十人以内 | 二年 |
| 千葉県救急・災害医療審議会         | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 医療機関を代表する者<br>三 医療関係団体を代表する者<br>四 関係行政機関を代表する者                                                                                                                           | 十五人以内 | 二年 |
| 千葉県薬事審議会              | 会長<br>委員          | 一 学識経験を有する者<br>二 薬事関係業者を代表する者<br>三 消費者の代表者<br>四 関係行政機関の職員                                                                                                                                 | 二十人以内 | 二年 |
| 千葉県食品等安               | 会長                | 一 学識経験を有する者                                                                                                                                                                               | 二十人以内 | 二年 |

|                          |                   |                                                                                |                      |    |
|--------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 全・安心協議会                  | 副会長<br>委員         | 二 事業者を代表する者<br>三 消費者を代表する者                                                     |                      |    |
| 千葉県公害審査会                 | 会長<br>委員          | 人格が高潔で識見の高い者                                                                   | 九人以上十<br>五人以内        | 三年 |
| 千葉県環境影響<br>評価委員会         | 委員長<br>副委員長<br>委員 | 学識経験を有する者                                                                      | 二十人以内                | 二年 |
| 千葉県感染症対<br>策審議会          | 会長<br>委員          | 一 関係行政機関の職員<br>二 市町村長の代表者<br>三 県医師会の代表者<br>四 学識経験を有する者                         | 二十人以内                | 二年 |
| 千葉県地質環境<br>対策審議会         | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                      | 十人以内                 | 三年 |
| 千葉県廃棄物処<br>理施設設置等審<br>議会 | 会長<br>副会長<br>委員   | 学識経験を有する者                                                                      | 七人以内                 | 二年 |
| 千葉県青少年問<br>題協議会          | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 県議会議員<br>三 家庭裁判所の職員<br>四 その他の関係機関及び団体を代表する<br>者               | 十五人以内                | 二年 |
| 千葉県スポーツ<br>推進審議会         | 会長<br>副会長<br>委員   | 学識経験を有する者                                                                      | 十人以内                 | 二年 |
| 千葉県大規模小<br>売店舗立地審議<br>会  | 会長<br>委員          | 一 学識経験を有する者<br>二 住民の代表者                                                        | 十人以内                 | 二年 |
| 千葉県土石採取<br>対策審議会         | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 県議会議員<br>三 土石を採取する業界の代表者<br>四 農業、漁業等土石の採取によつて影響<br>を受ける業界の代表者 | 十五人以内                | 二年 |
| 千葉県労働施策<br>審議会           | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 労働者を代表する者<br>二 事業主を代表する者<br>三 学識経験を有する者                                      | 六人以内<br>六人以内<br>八人以内 | 二年 |
| 千葉県農政審議<br>会             | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 県議会議員<br>二 県農業会議の会議員<br>三 学識経験を有する者                                          | 十九人以内                | 二年 |
| 千葉県農林公共<br>事業評価審議会       | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                      | 五人以内                 | 二年 |
| 千葉県水産公共<br>事業評価審議会       | 会長<br>委員          | 学識経験を有する者                                                                      | 五人以内                 | 二年 |
| 千葉県水産振興<br>審議会           | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 市町村長<br>二 水産関係団体を代表する者<br>三 学識経験を有する者                                        | 十人以内                 | 二年 |
| 千葉県県土整備<br>公共事業評価審<br>議会 | 会長<br>副会長<br>委員   | 一 学識経験を有する者<br>二 市及び町村を代表する者                                                   | 十一人以内                | 二年 |

|                            |                 |                                                         |       |    |
|----------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------|-------|----|
| 千葉県公共工事<br>総合評価審議会         | 会長<br>委員        | 一 学識経験を有する者<br>二 関係行政機関の職員                              | 四人以内  | 二年 |
| 千葉県建設業審<br>議会              | 会長<br>副会長<br>委員 | 一 関係行政機関の職員<br>二 学識経験を有する者<br>三 建設工事の需要者<br>四 建設業者      | 十五人以内 | 二年 |
| 千葉県入札監視<br>委員会             | 委員長<br>委員       | 学識経験を有する者                                               | 五人以内  | 二年 |
| 千葉県政府調達<br>苦情審議会           | 会長<br>委員        | 学識経験を有する者                                               | 五人以内  | 二年 |
| 千葉県地価調査<br>委員会             | 委員長<br>委員       | 学識経験を有する者                                               | 五人以内  | 二年 |
| 千葉県水防協議<br>会               |                 |                                                         | 十六人以内 | 二年 |
| 千葉県保管プレ<br>ジャーボート処<br>理委員会 | 会長<br>委員        | 学識経験を有する者                                               | 五人以内  | 二年 |
| 千葉県屋外広告<br>物審議会            | 会長<br>委員        | 一 学識経験を有する者<br>二 事業者を代表する者<br>三 関係行政機関の職員               | 十人以内  | 二年 |
| 千葉県景観審議<br>会               | 会長<br>副会長<br>委員 | 一 学識経験を有する者<br>二 事業者を代表する者<br>三 市及び町村を代表する者<br>四 住民の代表者 | 二十人以内 | 三年 |

一部改正〔昭和三三年条例五号・二五号・二七号・三四年一五号・三三号・四〇号・三五年一五号・三七号・三六年二六号・三十一号・四五号・三七年二〇号・三八年一号・一七号・三二号・五九号・三九年三二号・四七号・六〇号・四一年七号・四〇号・四二年四三号・五五号・四四年五二号・四五年二一号・四九号・四六年四号・七〇号・四七年二四号・四八年二七号・五八号・四九年九号・四三号・五七号・五〇年三九号・五四年三号・五八年四号・六〇年七号・六三年三号・一〇号・三十一号・平成三年八号・五年一号・三号・九年二号・一〇年二号・二六号・一一年五号・五三号・一二年一〇号・六五号・一三年六号・六〇号・一四年七号・四一号・一五年九号・一六年六四号・一七年一三号・一八年七号・三四号・五二号・五四号・一九年一十一号・二〇年三号・六号・二一年九号・二二年二四号・二四年六号・二五年二三号・三二号・二六年七号・四四号・二七年六五号・二八年五〇号・三〇年一六号・五九号・令和元年二八号・四年一号・三八号〕

別表第四

| 附属機関名            | 組織       | 構成                                        | 定数                | 任期 |
|------------------|----------|-------------------------------------------|-------------------|----|
| 千葉県固定資産<br>評価審議会 | 会長<br>委員 |                                           | 十人以内              | 三年 |
| 千葉県公益認定<br>等審議会  | 会長<br>委員 | 法律、会計又は公益法人に係る活動に関し<br>識見を有する者            | 三人以上七<br>人以内      | 二年 |
| 千葉県交通安全<br>対策会議  | 会長<br>委員 |                                           | 二十五人以<br>内        | 二年 |
| 千葉県介護保険<br>審査会   |          | 一 被保険者を代表する者<br>二 市町村を代表する者<br>三 公益を代表する者 | 三人<br>三人<br>三十人以内 |    |
| 千葉県障害者施          | 会長       | 一 障害者                                     | 二十五人以             | 二年 |

|                           |                 |                                                                                        |                      |    |
|---------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 策推進協議会                    | 委員              | 二 障害者の福祉に関する事業に従事する者<br>三 学識経験を有する者<br>四 関係行政機関の職員                                     | 内                    |    |
| 千葉県国民健康保険運営協議会            |                 |                                                                                        | 十四人以内                |    |
| 千葉県准看護師試験委員               | 委員長<br>委員       | 学識経験を有する者                                                                              | 十人以内                 | 二年 |
| 千葉県精神医療審査会                | 会長<br>委員        |                                                                                        |                      |    |
| 感染症診査協議会                  | 会長<br>委員        |                                                                                        | 六人以内                 | 二年 |
| 千葉県生活衛生適正化審議会             | 会長<br>委員        | 一 学識経験を有する者<br>二 生活衛生関係営業者の意見を代表する者<br>三 利用者又は消費者の意見を代表する者                             | 六人以内<br>五人以内<br>五人以内 | 二年 |
| 千葉県環境審議会                  | 会長<br>副会長<br>委員 | 一 県議会議員<br>二 学識経験を有する者<br>三 住民の代表者<br>四 市及び町村の代表者                                      | 四十七人以内               | 二年 |
| 千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 | 会長<br>副会長<br>委員 | 一 知事<br>二 県公安委員会委員長<br>三 関係市町村の長<br>四 関係地方行政機関の長<br>五 関係道路管理者<br>六 事業者の代表者<br>七 住民の代表者 | 三十五人以内               |    |
| 千葉県事業認定審議会                | 会長<br>委員        | 学識経験を有する者                                                                              | 七人以内                 | 三年 |
| 千葉県建築審査会                  |                 |                                                                                        | 七人                   | 二年 |
| 千葉県開発審査会                  | 会長<br>委員        |                                                                                        | 七人                   | 二年 |
| 千葉県国土利用計画地方審議会            | 会長<br>委員        | 学識経験を有する者                                                                              | 二十五人以内               | 三年 |

備考

- 一 千葉県公益認定等審議会とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十三条、第三十七条並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の例による委員をもつて組織される同法第五十条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 二 千葉県国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項に規定する協議会をいう。
- 三 感染症診査協議会とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第一項に規定する協議会をいう。
- 四 各保健所に置かれる感染症診査協議会の名称には、それぞれその保健所の名称を冠する。
- 五 千葉県生活衛生適正化審議会とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。

- 六 千葉県環境審議会とは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 七 千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十条第一項に規定する協議会をいう。
- 八 千葉県事業認定審議会とは、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 九 千葉県国土利用計画地方審議会とは、国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 一部改正〔昭和三三年条例二五号・三四年三三号・三七年三〇号・四一年七号・四四年五二号・四五年四九号・四六年四号・三四号・四七年五号・四八年六号・四九年五七号・五八年四号・六〇年三三号・四一号・六二年四号・六三年一九号・平成四年五号・五年三号・六年三号・二四号・七年六五号・九年二号・一一年五号・三〇号・一二年一〇号・五三号・六九号・一三年三九号・六〇号・一四年七号・三八号・五五号・一五年九号・一七年一三号・五一号・一八年七号・五四号・一九年一一号・二〇年六号・二二年二九号・二四年六号・二六年七号・二八年九号・三〇年一六号〕